

2024年3月29日

矢作川・豊川CN推進協議会 情報提供資料

東海農政局

MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

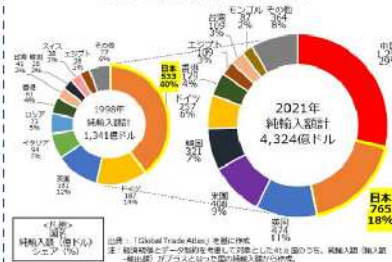
食料・農業・農村基本法の見直し

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案の概要

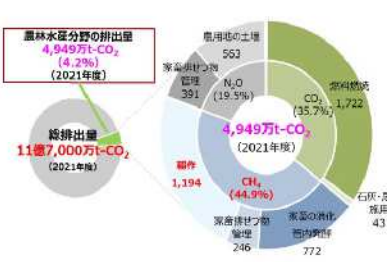
背景

○ 近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策を定める。

農林水産物純輸入額の国別割合



日本の農林水産分野のGHG排出量



基幹的農業従事者数の年齢構成(2022年)



法律案の概要

食料安全保障の確保

- 基本理念について、
 - 「食料安全保障の確保」を規定し、その定義を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれ入手できる状態」とする。(第2条第1項関係)
 - 国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の確保が重要であることに鑑み、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない旨を規定。(第2条第4項関係)
 - 食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない旨を規定。(第2条第5項関係)
- 基本的施策として、
 - 食料の円滑な入手（食品アクセス）の確保（輸送手段の確保等）、農産物・農業資材の安定的な輸入の確保（輸入相手国の多様化、投資の促進等）(第19条及び第21条関係)
 - 収益性の向上に資する農産物の輸出の促進（輸出産地の育成、生産から販売までの関係者が組織する団体（品目団体）の取組促進、輸出の相手国における需要の開拓の支援等）(第22条関係)
 - 価格形成における費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進等を規定。(第23条及び第39条関係)

環境と調和のとれた食料システムの確立

- 新たな基本理念として、食料システムについては、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない旨を規定。(第3条関係)
- 基本的施策として、農業生産活動、食品産業の事業活動における環境への負荷の低減の促進等を規定。(第20条及び第32条関係)

農業の持続的な発展

- 基本理念において、生産性の向上・付加価値の向上により農業の持続的な発展が図られなければならない旨を追記。(第5条関係)
- 基本的施策として、効率的かつ安定的な農業経営以外の多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、農地の集約化・適正利用、農業生産の基盤の保全、先端的な技術（スマート技術）等を活用した生産性の向上、農産物の付加価値の向上（知財保護・活用等）、農業経営の支援を行う事業者（サービス事業者）の活動促進、家畜の伝染性疾病・有害動植物の発生予防、農業資材の価格変動への影響緩和等を規定。(第26条から第31条まで、第37条、第38条、第41条及び第42条関係)

農村の振興

- 基本理念において、地域社会が維持されるよう農村の振興が図られなければならない旨を追記。(第6条関係)
- 基本的施策として、農地の保全に資する共同活動の促進、地域の資源を活用した事業活動の促進、農村への滞在機会を提供する事業活動（農泊）の促進、障害者等の農業活動（農福連携）の環境整備、鳥獣害対策等を規定。(第43条から第49条まで関係)

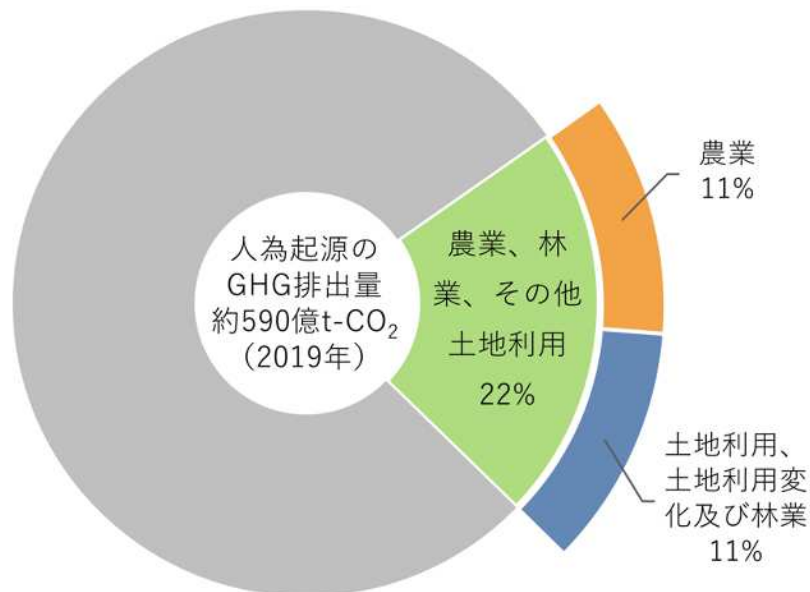
施行期日

公布の日

世界全体と日本の農業由来の温室効果ガス(GHG)の排出

- 世界のGHG排出量は、590億トン(Co₂換算)。このうち、農業・林業・その他土地利用の排出は世界の排出全体の1/4。(2019年)
- 日本の排出量は11.70億トン。農林水産分野は約4,949万トン、全排出量の4.2%。
- 農業分野からの排出について、水田、家畜の消化管内発酵、家畜排せつ物管理等によるメタンの排出や、農用地の土壌や家畜排せつ物管理等によるN₂Oの排出がIPCCにより定められているところ。
- 日本の吸収量は約4,590万トン。このうち森林4,290万トン、農地・牧草地180万トン(2019年度)

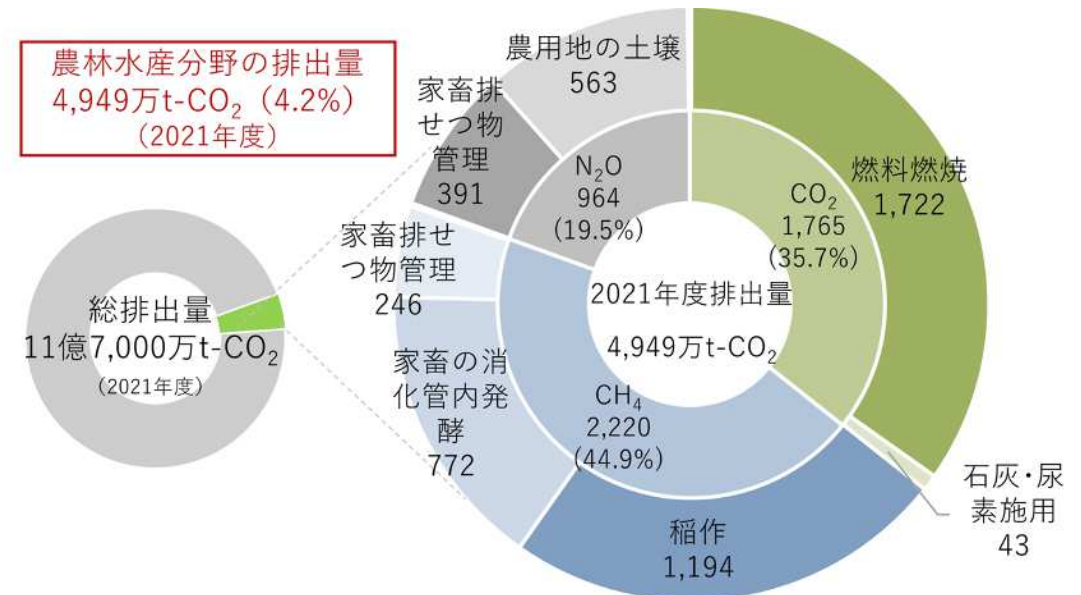
■ 世界の経済部門別のGHG排出量



* 「農業」には、稲作、畜産、施肥などによる排出量が含まれるが、燃料燃焼による排出量は含まない。

出典：「IPCC第6次評価報告書第3作業部会報告書(2022年)」を基に農林水産省作成

■ 日本の農林水産分野のGHG排出量の内訳



単位：万t-CO₂換算

* 温室効果は、CO₂に比べメタンで25倍、N₂Oでは298倍。
 * 排出量の合計値には、燃料燃焼及び農作物残渣の野焼きによるCH₄・N₂Oが含まれているが、僅少であることから表記していない。このため、内訳で示された排出量の合計とガス毎の排出量の合計値は必ずしも一致しない。
 出典：国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス「日本の温室効果ガス排出量データ」を基に農林水産省作成

環境負荷低減のクロスコンプライアンスのイメージ

令和6年度農林水産関係予算の重点事項(令和5年12月22日)(抜粋)

IV みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

～SDGsの世界的浸透を踏まえた農業者等のチャレンジを全力で応援～

農林水産省の全ての補助事業に対し、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する

「クロスコンプライアンス」を、令和9年度を目標に本格実施することとし、

令和6年度は事業申請時のチェックシート提出に限定し試行実施を行う。

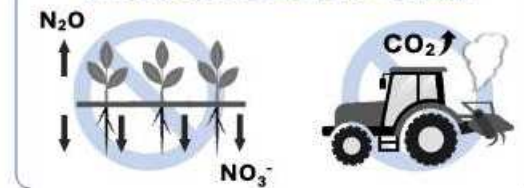
- 今後、農林水産省の全ての事業において、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化することにより、支援の実施により新たな環境負荷が生じないようにする。



環境にやさしく
生産性も高い農業へ!



新たな環境負荷を生じさせないよう配慮



最低限行うべき取組 (例)

- ☑ 肥料・農薬の使用状況の記録・保存 → 使用量を把握して次期作に向けた化学肥料・化学農薬の使用量の低減につなげる
- ☑ 作物の生育や土壌養分に応じた施肥 → 必要な量だけの施肥を行い、化学肥料の使用量の低減につなげる
- ☑ 農薬ラベルの確認・遵守、農薬の飛散防止 → 周辺環境への影響を最低限にする
- ☑ 電気・燃料の使用状況のこまめな確認、記録・保存 → 使用量を把握して不必要・非効率なエネルギー消費を防ぐ

最低限行うべき環境負荷低減の取組

○ みどり法第15条に基づく基本方針（令和4年9月15日 農林水産省告示）に位置付けられた、農林漁業に由来する環境負荷低減に総合的に配慮するための基本的な7つの取組を基に、最低限行うべき内容を明確化。

○農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な7つの取組



適正な施肥

例) ・肥料の使用状況の記録・保存
・作物の生育や土壌養分に応じた施肥 等



適正な防除

・農薬の使用状況の記録・保存
・農薬ラベルの確認・遵守、農薬の飛散防止 等



エネルギーの節減

・電気・燃料の使用状況の記録・保存 等



悪臭・害虫の発生防止

・家畜排せつ物の適正な管理 等



廃棄物の発生抑制
循環利用・適正処分

・プラスチック製廃棄物の削減や適正処理 等



生物多様性への悪影響の防止

・病害虫の発生状況に応じた防除の実施 等



環境関係法令の遵守等

・営農時に必要な法令の遵守
・農作業安全に配慮した作業環境の改善 等

水土里ネット明治用水における水源地を守る取組

・水を生み出す水源地を守っています

水土里ネット明治用水の理念である、「水を使うものは自ら水をつくるべきである」を合言葉に、1世紀にわたって矢作川上流の水源地を守る活動に取り組んできました。

森林は水を貯め、洪水を緩和し、日照りの続く時にも安定して水を供給するなど、私たちの生活を守ってくれています。明治41年、豊田市羽布町の水源地への植林に始まり、小渡町・有間町、長野県下伊那郡根羽村・平谷村の542.63ha（名古屋ドーム約120個分の面積）におよぶ水源地の保有・管理をしています。



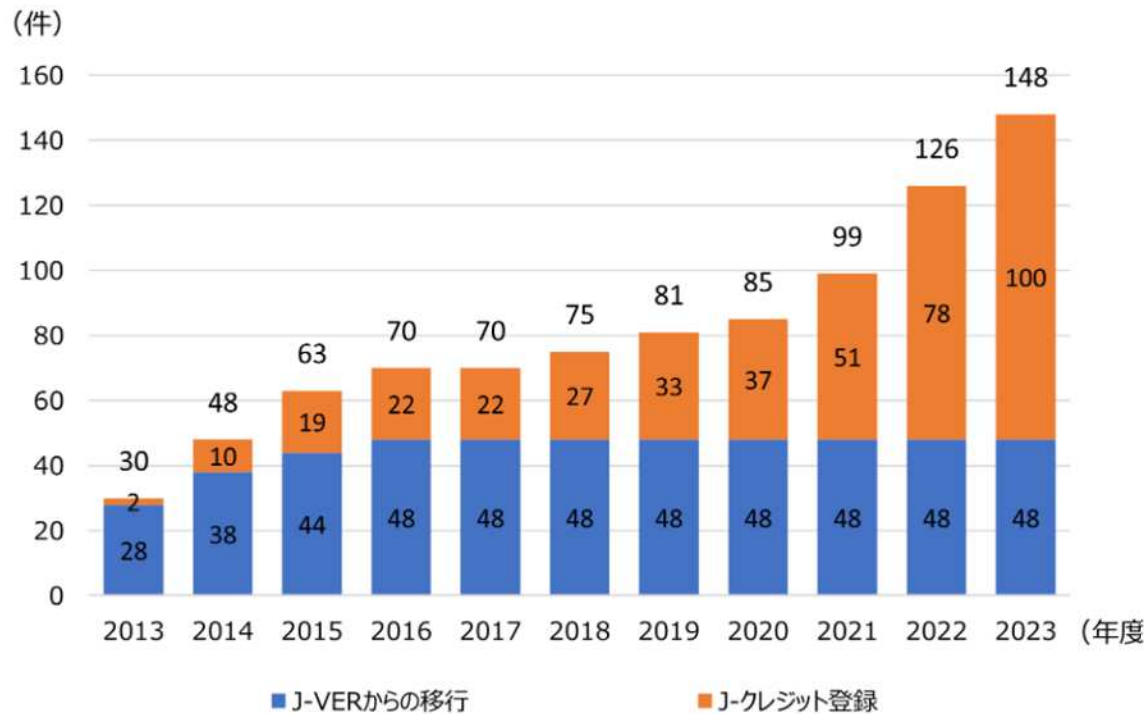
水源かん養林データ		
かん養林の名称	場所/面積 (ha)	備考
根羽 (ねば)	長野県 下伊那郡根羽村 445.28ha	1914(大正3)年11月より
平谷 (ひらや)	長野県 下伊那郡平谷村 36.12ha	1987(昭和62)年3月より
羽布 (はぶ)	豊田市羽布町 54.89ha	1908(明治41)年より
有間 (あんま)	豊田市有間町 2.88ha	1930(昭和5)年8月より
小渡 (おど)	豊田市小渡町 3.46ha	1926(大正15)年4月より 1960(昭和35)年4月より 1984(昭和59)年11月より
合計	542.63ha (ナゴヤドーム約120個分の面積)	

木の一生と森林の維持管理作業		
木の一生	維持管理作業	
0年	地拵(じごしらえ)	3,000本
8年	植林(しょくりん)	
11年	下刈(したがり)	2,300本
15年	除伐(じょばつ)	
22年	間伐(かんばつ)	1,100本
32年	間伐(かんばつ)	
45年	間伐(かんばつ)	750本
55年	間伐(かんばつ)	
65年	間伐(かんばつ)	500本
75年	間伐(かんばつ)	
88年	主伐(しゅばつ)	330本
		330本

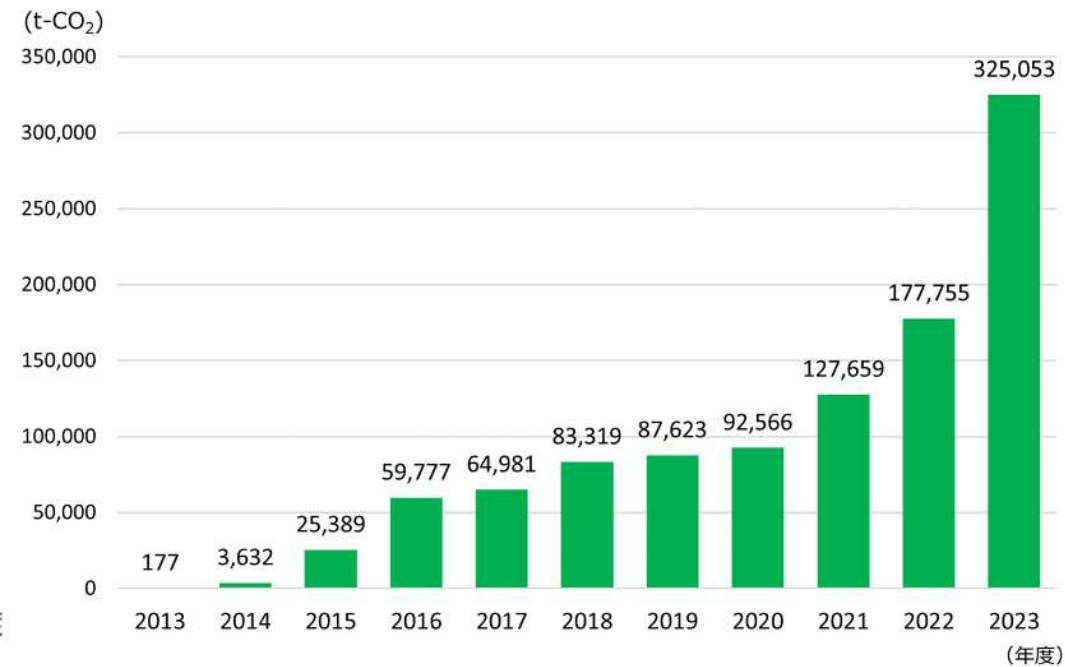
J-クレジット制度における森林・木材分野のクレジットについて

- J-クレジット制度において、森林分野(森林管理プロジェクト)では「森林経営活動」・「植林活動」・「再造林活動」の3つの方法論が存在。
- 森林管理プロジェクトを通じて、当該区域の森林の成長による吸収量(排出量を控除した純吸収量)を算定してクレジットとして認証申請することが可能。

・ 森林管理プロジェクトの登録件数の推移(累計)
(J-VERからの移行含む、2023年11月現在)



・ 森林管理プロジェクトによるクレジット認証量の推移(累計)
(J-VERからの移行含む、2023年11月現在)



注: 2023年11月現在で登録実績があるのは、森林経営活動方法論及び再造林方法論のみである。